

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び
長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の
特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令の概要

1 趣旨

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の規定に基づき、同項の指定市町村及び指定県に係る選挙期日（特例選挙期日）を定める。

2 特例選挙期日

岩手県久慈市外10市町村の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙について、特例選挙期日を定める。

※ 未だ特例選挙期日が定められていない選挙及び区域については、今後、今回と同様に本政令を改正することより、特例選挙期日を定めることとする。

団 体 名	特 例 選 挙 期 日
岩手県 久慈市、野田村	平成23年8月 7日
宮城県 仙台市、川崎町、色麻町、 加美町	平成23年8月28日
宮城県 松島町、利府町、大郷町、 富谷町、大衡村	平成23年9月11日

3 施行期日

公布の日から施行する。